

令和4年第3回定例会議事日程（第3号）

令和4年9月9日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

太 田 文 則 議 員

岸 本 加代子 議 員

梅 津 義 信 議 員

山 本 定 生 議 員

令和4年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和4年9月9日			
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場			
開 会	9月9日 10時00分			
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	6 番 太田 文則		
	2 番 向野 倍吉	7 番 梅津 義信		
	3 番 中家 章智	8 番 岸本加代子		
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一		
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦		
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	応招議員に同じ			
欠 席 議 員	不応招議員に同じ			
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明	上下水道課長 建設課長	奥家 照彦	
	教 育 長 江崎 藏	地域振興課長	軍神 宏充	
	未来まちづくり課長 和才 薫	教 務 課 長	小原 弘光	
	総務財政課長 奥本 仁志	建 設 課 主 幹	南 博己	
	住 民 課 長 石丸 順子	吉富あいあい センター所長	友田 哲也	
	税 務 課 長 岩井 保子	検 査 会 計 室 長	奥本 恭子	
	会 計 管 理 者 別府 真二	吉富保育園長 吉富幼稚園長	鍛治 淳子	
	福祉保険課長 石丸 貴之			
	子育て健康課長			
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 鍛治 幸平			
	書 記 西岡 恵			
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり			
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり			

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 会議に先立ち、議員及び執行部の皆様に議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言していただきます。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、向野議員、矢岡議員、2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がございますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたしたいと思っております。時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認しながら厳守していただきます。

太田議員。太田議員、どうぞ。

○議員（6番 太田 文則君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号6番、太田でございます。トップバッターでいささか緊張しておりますが、しっかりと質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく答弁のほうお願いします。

本日は3月議会の関連としての質問ということになります。

3月議会で花畑町政3年目で、15名の方の中途退職者がいますと担当課長の答弁がありました。

パワハラでの中途退職者いない。さらに、パワハラでの相談窓口を開設しているが、1件の相談もなかったとの答弁でした。相談窓口としても機能を十分に果たしているのか。係長以上のパワハラ研修事項で、パワハラに対して意識改革につながったのか、それぞれ通告文に沿って一つ一つ確認していきたいと思っておりますので、答弁よろしくお願いいたします。

それでは、質問へ移ります。

まず1問目、相談窓口について、どのような役割を果たしているのかお答え願います。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 令和2年6月にいわゆるハラスメント防止法というものが施行されたことによりまして、職場におけるハラスメントの防止のために講ずべき措置が定められました。

ハラスメントには、主に、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児等に関するハラスメントといったものがございますが、それぞれのハラスメントを防止するため、事業者が雇用管理上、必要な措置を講じることが法により義務づけられました。

措置の内容は、大きく分けて3つ。

1つ目は、事業主のハラスメントの内容や方針等の明確化とその周知啓発。

2つ目は、職員の相談に応じ、適切に対応するために必要な対応の整備。

3つ目は、職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応でございます。

相談窓口は、このうち2つ目の職員の相談に応じ、適切に対応するために必要な対応でありまして、相談窓口をあらかじめ定め、職員に周知をすること。そして相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすることが求められております。

本町におきましても、この法の趣旨に基づきまして、吉富町職員のハラスメント防止に関する規程を令和3年3月に整備し、その中で相談窓口を総務財政課に設置をして、ハラスメントに関する相談や通報に対応することといたしました。

この相談窓口は、ハラスメントによる直接の被害者はもちろんのこと、他の職員からの相談も受け付けることとしております。

さらに、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうかの判断が難しい場合でも相談を受け付けることとしております。

この窓口での相談に対応する相談員として総務財政課職員1名を指名し、この制度の内容とともに、いつでも遠慮なく御相談ください、職員間の情報共有システムの掲示板などを活用して職員に周知を行っております。

なお、実際に相談があった場合には、相談員は相談内容を記録し、総務財政課長に報告。総務財政課長は、当該問題について必要な措置を迅速かつ適切に解決するように努め、ハラスメントに起因する問題が生じている場合には必要な措置を講ずるものと定めております。

こうした相談窓口の設置によりまして、ハラスメントについて安心して職員が相談でき、ハラスメントの発生を未然に防ぐこと。もし発生した場合には、迅速に適切な措置を講じることができる仕組みとなっております。

加えて、内部の職員に相談しづらいことがありましたら、職員援助プログラムというものを外

部の専門機関であるジャパンEAPシステムズ株式会社に委託をしております、職員がこうした第三者に相談を行うことも可能な体制を整えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 確かに、組織というか、窓口としての、ある程度、骨はできていると思うんですけど、なかなか職員のそういったものが窓口が届いていないというか、私言いたいのは、そういう事例があったときに、極端な言い方、何というんですかね、参観という言い方では極端な話になってしまうんですけども、見ざる聞かざる言わざるというような感じでね。結局、それで相談窓口までに到達しないというか、いってないんじゃないかと思うんですよ。現場を見ているけれども、職員自体にそういう意識がないという。相談窓口幾らつくったとしても行かないと思うんです。だから、そういう、そこは後で、3番か4番でちょっと触れていきたいと思えますんで、そのときまた聞かせて、そのときに。必要性があると思っております。

2番目に、先ほどの質問の中で相談窓口として、各課長のメンバーですね、その相談窓口の中で入っているかという答弁でしたけど、今課長の答弁では1名の、何というか、担当がおるという解釈をして、この2番に関してはちょっと割愛をさせてもらいたいなというふうに思っております。

そして3番目の、昨年6月に係長以上の職員を対象に行ったハラスメント研修の内容についてという質問なんですけれども、これについては内容を簡単に、すいませんけど、教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 最初の、先ほど御質問でお答えをいたしました、いわゆるハラスメント防止法、こちらが事業所に求める措置の1つ目としまして、事業主のハラスメントの内容や方針等の明確化とその周知啓発というものがございます。

その一環としまして、組織としてハラスメントを行ってはならないという姿勢を明確に示すとともに、そもそも何がハラスメントとなるのかといった基礎的な知識を習得していただき、部下に適切な指導を実施できるようにすることを目的に、係長以上を対象に昨年6月に研修を行ったところでございます。

講師には、先ほども申しました第三者の立場で職員の家庭を含む様々な相談に応じる職員援助プログラムを委託しておりますジャパンEAPシステムズ株式会社に所属する専門家を招き、講義を頂きました。

具体的には、ハラスメントの基礎知識としまして、ハラスメントとなる行為の類型についての知識の取得やパワハラと指導との境界線はどこにあるのか、そういったものを具体的な事例を検討しながら説明を頂きました。

また、行為を行っている側と受けている側との考え方の相違、指導の際の言葉遣い、自身の行動が自分の家族が他の方にされていても黙って見ていられるかどうか、こういった姿勢を持つことなど、部下を適切に指導するための方法を学びました。加えて、部下からハラスメントについて相談を受けたときの対応の方法についても説明を受けたところでございます。

この研修を通じまして、受講者はハラスメントについて正しい知識と理解ができ、その後の部下の適切な指導にも役立てることができているものと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 先ほど第三者の職員の援助プログラムという話がありました。ジャパンEAPシステムズという会社だったと思いますが。この会社側は、職員の援助プログラムというのは、例えば、半年に1回やっているのか、毎月やっているのか、1年に1回なのか。質問が3回しかできないんですけど、後でまた、重ねて御回答をお願いいたします。

係長以上のパワハラ研修の内容なんですけれども、確かに、立派な研修をされているなというふうに聞いて思ったんですけども。果たして、パワハラがあったときにその研修を受けている内容を、例えば、どう言ったらいいかな。そういうパワハラがあったところを見たとか聞いたとか、そういったことを、今もないがしろというかな。それ先ほど相談窓口の担当者に伝えないというか、伝わっていない。何か実情、何でしょう。

私が、正直、ちょっと多方面の、何というか、個人電話の関係で、名前は言いませんが、実際、辞められた方と話をしました。辞めた理由は確かに一身上の理由ですよ。パワハラとか言えないと、本人は。だから、そういう窓口になっているんですけど。だから、私が言いたいのは、第三者委員会もそれは大事だと思います。でも、そういう援助プログラムがありながら、そういうのは、何というんですかね、狭き門になっているんじゃないか。要は、要するに、受けた側がどこにも言う、言える窓口がないんですよ。だから私、辞めました。正直、もう朝起きたら行くのがつらい。そういう職場というかね、そういう環境になってしまっているんですよ、正直。生の声ですよ、これ。フィクションでも何でもありませんよ。

だから、課長の言われている相談窓口、第三者職員援助プログラムという項目があっても、絵に描いた餅じゃないかな。私はこのように考えますね。それを、今後、どう活用していくかということが課題なんです。こういうのがあるだけじゃ駄目なんです。実話だったから、どう次のステップに進んでいこうか。どうしたら職員のそういう声を吸い上げて、解決点に結びつけるのかということが俺は大事じゃないかなと思います。ただこういうふうにして、第三者委員会を設置しています。プログラムをやっています。これは書類上の話ですよ。実際、やってきたんかなと思うんです。

それと、さっきどんな質問やったかな。援助プログラムシステムを半年、1か月、毎月やっているのか、半年なのか、1年なのか。それも重ねてちょっと御回答お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、太田議員の御意見としてはお聞きしましたけれども、私どもとしては、前回お答えしたとおり、ハラスメント、パワーハラスメント、そういった事実はないと認識しておりますので、そこははっきりと申し上げたいというふうに考えます。

その上で、まず、ジャパンEAPシステムズの受付の関係ですけれども、こちらにつきましては、もう毎日、いつでも24時間、もう極端に24時間365日、いつでも相談を受け付けていただいている。それは電話は時間が限られておりますけれども、メールであったり、いろんな方法で外部の第三者に相談することは可能な体制を整えておりますし、相談窓口につきましても、我々課長ではなくて、あえて人事の担当者、係長ですね、言うレベルを選抜させていただいて、部下の皆様、職員皆様が相談しやすい、少しでもような体制で整えさせていただいております。

そして、先ほど絵に描いた餅というような言葉もございましたが、私どもはそういうふうに考えておりませんで、実際にハラスメントではございませんが、自分の身の回りの家庭の悩みであったりとか、仕事に対してもやはり悩みもある方もいらっしゃる、そういった御相談は何件も報告が、相談があっているという報告をこちらのジャパンEAPシステムズからも受けておりますので、十分、そちらのほうは機能しているというふうに考えております。

さらにいえば、個人的な職員の人事の担当係長への相談というのはハラスメントではございませんが、いろいろと相談を受けているというふうにお聞きをしております。私たちが問題として対応すべきような事案というものは聞いておりませんけれども、そういった身の回りの相談であったりという体制は十分に整っておりますし、私どもは機能しているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） もちろん本人は相談窓口相談していないから、結局、途中であきらめてしまって。相談、もちろん課長のほうには伝わっていないと思います。

それでもう4番目に行きます。

本町では、昨年、3月議会でも課長のほうが答弁された、本町でも既に必要な対策を講じていますという答弁がありました。どのような対策を講じているのか、お答え願いますか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらにつきましては、3月議会で太田議員さんからの御質問に答弁をさせていただいたとおりでありまして、令和2年6月のハラスメント防止法の施行に基

づきまして、職員のハラスメントの防止に関する規程の整備やハラスメントに関する相談窓口の設置、職員への周知啓発、ハラスメントに関する研修の実施など、法が求める必要な対策を既に講じておりますということで答弁をさせていただいたところでございます。今後も、ハラスメントを起こさない組織であり続けるため、議員からこうした御心配を頂かなくても済むように、しっかりと必要な対応を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） また先ほどの内容に戻るんですけども、結局、やってるのが、もちろん、辞めた本人も相談窓口相談すればよかったという話になりますけれども、やはり本人のプライドがあったとか、何とかな、相談窓口としての相談しにくい面もあったのか、そこまでは確認をしていませんけどね。もう少し、何とかな、ハードルが高いとかいうわけじゃないんですけども、相談窓口をせつかく整備しているのであれば、誰もが相談しやすい窓口にしてあげるべきじゃないかなと思うんですよ。

先ほど電話でのやり取りという話が、何ですか。次の援助プログラム、相手方と電話のやり取りか、メールでしたか。電話とメールだったと思うんですが、そういう例で何とかな、もちろん費用が発生するかも分かりませんが、そういうところに別に別室を設けて、分かりにくい、あいあいセンターの横とか、そういった所に別室を設けて職員が出入りしやすい環境を。もちろん、メールだと相手方に分かるわけではないので、一対一のやり取りなんで、それもそれでいいかなというふうに思いますけど。

町長に1つ確認したいんですけど、辞めた方が職場で叱責とか、罵声を浴びせられたという話なんですよ。それから本人は、もう朝起きたらまた仕事場に行かないといけない。顔も見たくないけど、見ないといけないという、切実なそういう言葉を聞いたんですよ。それに対して、町長、どう思います。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず、私のほうから、少し一方的にお話が進んでいるようでございますので、少し私のほうが知り得る範囲でお話しさせていただきたいと思っております。

今、太田議員の御質問の御指摘の内容でございますが、町もしっかりとした組織でございます。上司がおって、部下がおって、同僚がおるという関係でございます。その中で、当然、褒めるべきところは褒める。もし大きな失敗をしたとき、小さな失敗をしたとき、いろんな場合がございまして、それは、それぞれの団体の上司がまずは注意する。そして注意でもなかなか改善が出ないときは、それは叱ります。叱っても、なおかつ、同じような大きな間違いをする。それはひいては大きな町民への負の財産を残してしまう場合もございまして、そこはかなり厳しく注意をす

る。それでもまだまだ改善しないような場合、そういった場合につきましては、私たち、課長も順位をつけて順番に課長が指導してまいりました。それでもなかなか改善がない場合、それは町長のほうに報告をさせていただいて、場合によっては直接、場合によってはそれぞれの担当部署で町長のほうから、直接、指導をしてもらう場合もございました。いきなり、いきなり何もないところに行って、いきなりその人を叱責するというようなことはありません。必ずその前には小さな山、大きな山、そんなのを超えて、そういった厳しい指導したというふうに考えておりますので、相手によっては、それが、そのときに自分が指導されたことというのは大半の職員は自分が反省をして、これはいけなかったということで納得をしての指導でございます。さらに、前後には、それに見合う人間関係を十分築いた上で、そういったことが成り立っているというふうに考えておりますので、後ほど、時間がたった後、あのときの自分の大きなミスもしくは何かそのときの反省したことということは置いておいて、そのことだけが後で残っているというような場合もそれはあろうかと思えます。

そして、もう1つ私が今、気になっているのが、それは、後日、太田議員のところに正式にその職員が、実はこういうことがあって、あったんだということを御相談に行かれたのか。それであれば私たちももうちょっと相談窓口をお願いするようになる必要があるのか。ただ、太田議員がたまたま出会ったときにお聞きして、そういったお話を聞いたのということであれば、それは場合によっては、一つの世間話の中でそういったお話が出た可能性もあるのかなということ、ちょっとそこは私ども特定する気は全くございませんが、ちょっとそこも少し疑問を呈していたきたいなと思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） まず、ちょっと課長の答弁に、ちょっと一つお答えさせてください。

私が出向いたのではありません。偶然、会ったわけでもありません。電話を頂いて私どもが知ったという流れでございます。

それと、先ほどの叱責の話なんですけれども、それは仕事でのやり取りの、課長の答弁、解答の中での仕事のミスだとかそういうやり取りの話だったと思うんですけれども、それじゃないんです。プライベートです。プライバシーに関わることです。そのところは誤解しないで。独り立ち、先走っているというような話だったんですけれども、ぜんぜん私自身先走ってというふうに思っておりません。ただ、質問の時間を与えられているので質問しているんですよ。そこを誤解しないでお願いします。

それで、町長のほうから何か答弁があったら、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） そういうことをこの一般質問の席で云々かんぬん言うのはいかなものかと思えますけれども、今、和才課長が、そして奥本課長が答弁したそのとおりだと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員、かなり気をつけて質問しておりますが、個人を特定できないようなふうをお願いいたします。

○議員（6番 太田 文則君） 個人は特定していません。

もちろん、個人情報を守りながら質問しているつもりでおります。

そしたら、2番目の中途退職者を減らす対策として今取り組んでいることがあればということなんですけれども、今かなり中途退職者、これ採用者も、これに際して補充されております。やめたらすぐに補充しないとイケない。要は、ところてんみたいなね、そういうやり方では人材が育たないんじゃないかなという気がします。なぜ、この中途退職者が増えているんだろうということ、町が取り組んでいることがあれば、お伝え願います。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 一般的に、公務員の中途退職者の退職理由というものは人それぞれでありまして、家庭の事情であったり、公務員の職務自体が自分に合わないであったり、自宅により近い市町村に転職をするであったり、以前からの自分の夢を実現したいという、人それぞれ、そういった様々な事情があって退職を決断されているものと考えております。

こうした事情を抱えている職員につきましては、一般的にこの吉富町のために、そして町民のために全力で、向上心を持って、与えられた職務をがんばっていこうという気持ちが保たれているかというところでいいますと、心配な面もありますので、こちらが当該職員の思いを顧みずに、モチベーションが低下した職員を無理に引きとどめることは、かえって町にとってもマイナスになるということも考えられます。

最近では、テレビCMをはじめ、様々なメディアで盛んに転職に関するサービスや情報を目にいたしますが、地方公務員につきましても、令和2年度の全退職者のうち、半数弱が中途退職者という調査結果も出ておりまして、もう社会全体の流れとして、終身雇用という形態は過去のものとなってきておりまして、公務員も今や中途退職は全く珍しいことではなくなってきております。

こうした状況でありますので、今後も一定の中途退職者の発生というのは避けることができないものと考えておりまして、また、それが一概に町にとってマイナスとも言い切れない部分もありますので、中途退職者を減らすことだけを目的として対策を講じるという考えは今のところは

持っておりません。

もちろん、本町の職員はこの町で町民のために頑張りたいという意欲がある職員ばかりでありますので、意欲がある職員が意欲をなくしてしまうといったことがないように、仕事にやりがいを感じられるような職場環境づくり、こういったものは、今後もしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） おっしゃるとおり、私も民間企業にいまして、早期退職者の身であります。転勤転勤で、結局、それに、意思で辞めた。負け組です。それで、何というかね、今、近隣の市町に聞くと、確かに、中津市も上毛町も早期退職者がおるとい話は聞きます。その内容を聞くと、何なのと聞いてみると、人間関係が主だということなんです。例えば、自分が窓口で、町民、市民の方が来るじゃないですか。窓口で、こういうのがありますから、いろいろ手続上の説明をする中で、そういう人間関係についていけない。要は、1対1の何というの、そういうのがいやだとか。そういう人が増えてきているんじゃないかと思うんですよ。

ただ、本人が早期退職するというのは、もうまさに、それが何%占めているのか分かりませんが、そういう方が近隣の市町では多いという話は聞きました。だから、それを吉富町としてはどう減らしていくかということがもう大事だと思います。

今、先ほど課長の答弁で、環境をよくするというのももちろん大事でしょう。だから、今の若い子は、ある担当者から聞いたんですが、飲み会すると言ったら、無理はちょっとできないでしょうけど、コロナの場合ですよ。飲み会するとしたら、いや、今日は友達と会うから遠慮しますというような感じで、コミュニケーションを、何というかな、取りにくい人が増えてきているんです。そういった人が1対1で手続上の説明をするときに、何というんですか、自分で自分を追い込んでしまうのかどうか分かりませんが、苦手意識が出てしまうんじゃないかと思うんですよ。得意分野であればいいんでしょうけれども、それがどうも1対1だと苦手だなと。ここに向いていないんじゃないかなと、自分自身でそういうところを案じてしまうと。だから、そういう環境、または環境じゃないだろうけども、そういう人が増えてきているのは確かだと思うんですよ。だから、そうした人たちを辞めさせないための環境づくりというのも大事だと思うんですね。

ただ、公務員の試験を、かなり、ハードルの高い試験を通過してせっかく入ったんだから。やはり役場としても本人に縄をつけてでも、辞むんなよと。そういう環境を何で辞めるの？て、もっと楽しくやろうよ。やはりそういう、何というかな、不満だとか、そういう不安というのかな、やりがいを出させるようなそういう環境づくりをしていくほうがいいんじゃないかと。私だって民

間で、昔はよう職場で、時代が違うんでしょうけど、ボーリング大会とかね、その後、飲み会とかいう感じでわきあいあいにやとったんですよ。今それがコロナでもちろんできないんですけども、そういう環境づくりも大事じゃないかなと。

先ほど言ったように、常にコミュニケーションを図ったりとか、ただ時間が来て、時間が来たから帰ろうでなくて、その間の仕事の中に上司だとか、同僚だとか、後輩だとか、その人たちのコミュニケーションづくりがこれは大事じゃないかなと思うんですよ。課長はどのようにお考えですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） もう太田議員のおっしゃるとおりだと思います。コミュニケーション、非常に重要なポイントだと思っております。窓口の対応ですね。そういったところにつきましても、公務員としては、しかも地方公務員、市町村の公務員としては必須のスキルといえますか、言うことになります。ですんで、当然、これについては研修的なことも行いますし、もう極端なことを言えば、そういったことがたけている人間が公務員になる。そういった資質を持つ公務員になる資質を持っているといえますか、そういったことだと思います。そういったことが得意な人材が町にとって必要な人材なんだろうというふうに思いますので、これはもう採用の段階から、そういったところにたけていると、コミュニケーション能力が高いかどうかということとはしっかり見極めた上で採用していくということも重要だなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 採用のときに、採用するときもやはり、そういうところをよくウエイトとして、ポイントして汲み取ってもらえれば、そういう中途退職者が減るんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、より働きやすい職場へと改善するため、どのように伺っていきますかということで、先ほどの1番目と、若干、重複する部分があるかもしれませんが、回答願います。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 職員が働きやすい環境を構築するということは、職員の心に安心とゆとりをもたらします。ひいては、町民へのサービス向上にもつながるというものと考えておりまして、大変重要なことであると考えております。

一般的に公務員は、公務員としての特有の義務や労働基本権の制約等もありますけれども、民間企業と比較しまして、充実した休暇制度や身分保障が用意されるなど、比較的恵まれた環境で仕事をさせていただいているというふうに考えておりまして、本町職員も他の市町村と同様に、あるいはそれ以上に、上司や同僚からのサポートも受けながら、働きやすい環境が既に整備がさ

れているというふうに考えております。

ただ、本町はこれまで合併をせずに単独で町政を運営してきたという関係がありまして、職員数はずっとぎりぎりの人員で頑張ってきてまいりました。多分、合併した市町村は、職員数が大幅に増えましたので、本町の職員は、他の市町村職員から1人でそんなにたくさんの分野を担当しているんですかと驚かれるようなこともよくございます。そうした状況の中に、コロナの発生が追い打ちをかけてしまいまして、職員の業務量が大幅に増加するということになりましたので、やむを得なかったこととはいえ、職員にかなり負担をかけてしまったということは事実であろうと思います。

本来、職員の年齢構成なんですけど、各年代に同じくらいの人数が満遍なくいることが理想的なんですけど、本町の職員構成は、そうした職員数を抑制してきたという影響でかなりいびつになっておりまして、20代、30代の実務を担う働き盛りの職員が大変少ない状況となっております。これが職員に負担がかかる大きな要因の一つになったところです。本来であれば、もっとずっと以前から、こうした状況を解消するため、将来を見据えて計画的に職員の増員を図っておくべきであったと、今になっては痛感をしております。

そこで、今年度から定数条例の範囲で最大限の職員数を確保させていただき、業務量に応じた適正な職員数、そして年齢構成に近づけるよう改善を図ったところでございます。今後も状況に応じた適正な人員配置や組織の構築に努めてまいります。

加えて、今年度から開始をした、職員にとってより働きやすい環境の整備のための取組を申し上げます。

先ほど触れました、特に近年は、この町に縁のない遠方からの職員も増えておりますので、慣れない生活の環境の中で若手職員が孤立することがないようにメンター制度という取組を今年度から開始しまして、仕事だけではなく私生活も含めたよき相談相手となるメンターと呼ばれる先輩職員を指定し、20代以下の新規採用職員に1人ずつ割り当て、いつでも相談に乗ることができる仕組みを構築させていただきました。

また、若手職員が中心となって町の課題に横断的に取り組むためのプロジェクトチームの編成を行うこととし、まずは町のDX推進のためのプロジェクトチームを自らチームへの参加に手を挙げた意欲のある職員、意欲のある若手職員により立ち上げたところでございます。自分の力で町を引っ張っていく、町に貢献できるという気持ちを持たせて、若手職員に仕事へのやりがいを感じてもらい、さらなる成長につなげていただきたいというふうに考えております。

ほかにも新規採用職員向けに先輩職員が講師として研修を行うという取組も今年度初めて実施をし、実際にこの町で働く職員の生の声を聞いてもらい、新規採用職員に業務への意欲や心構えを学んでもらう機会をつくりました。

さらには、業務改善や町民サービスの向上につながる優秀な提案をした職員を表彰するというのも今年度から開始する方向で準備を進めております。

このように職員に組織や町、町民への愛着を持ってもらい、町職員として町民の皆様の幸せのために頑張っていこう、感じてもらうための様々な取組を新たに始めております。今後もしっかりと将来を担う意欲ある職員を育てるという意識を持ってこうした取組を進め、働きやすい職場環境を整備してまいりたいと考えておりますので、議員もどうぞ御心配なく、安心して見守っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） なかなか、勢いというか、楽しい御回答を頂きまして、確かに公務員というのは、土日は休み、祝日が休みということで、今でも徐々には増えつつあるんですけども、それでもまだ福利厚生がしっかりしているということですね。それと優秀な人材を採用していただくのと、せっかく入ってきたんやから、辞めてもらうの、辞める、辞めてもらうのを少しでも減らす、そういった採用試験取り入れていただくようお願いして、なおかつ、何ですかね、職員が新しい職員が入る。例えば、同じ趣味を持った人だと、同じ趣味を持った人と交流していくのも大事じゃないかな。町長が好きなゴルフを一緒にするとか、あと魚釣りをするだとか、ドライブするだとか、いろんな趣味があると思うんです。そういった趣味を持っている人だと共通に付き合うというのも、ひとつ早期退職を防ぐ意味では布石になるんじゃないかというふうに思っております。

最後になりましたが、優秀な人材が吉富町にはいますので、さらなる優秀な人材が入ることを願って、一般質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回は大きく3つ、具体的には3つの項目についてお尋ねをいたします。

まず第1は、産後ケア事業についてです。

産後ケア事業は、家族等から十分な育児等の援助が受けられない産婦及びその子で、心身の不調または育児不安がある者、そのほか支援が必要と認められる者を対象にケアを行う事業です。

実施主体は市町村で、事業の全部または一部を委託することもできます。

2019年12月、この産後ケア事業は市町村の努力義務とすることになっています。

内容としては、心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話、育児に対する指導もしくはその相談その他の援助、形態としては、ショートステイ、デイサービス、居宅訪問などであると聞いて

ています。

まず、この産後ケア事業についての本町の取組の実態と、今後についての報告をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） 母子保健法の改正により、令和3年4月から施行され、産後ケア事業が市町村の努力義務となっており、近隣市町でも各種事業を実施しているようでございます。

本町では、九州一小さな町というフットワークの軽さを生かし、既に様々な産後ケア事業を実施しております。

例えば、出産前にパパママ学級、そして妊娠中の健康管理についての学習、沐浴、妊婦疑似体験など、お母さんへの準備体験をしていただいています。

また、お子さんを出産する前後のケアとして、毎月、妊産婦相談窓口、そういったものの開設を広報誌等でお知らせし、相談を受け付けております。

また、当然のことではありますが、その日に限らず、いつでも来所された全ての方の相談、お電話等、そういったものも受けているところでございます。

さらには、出産された御家庭へ赤ちゃん全戸訪問、そういった事業で、生まれてから1か月半前後に必ず町の助産師が各自宅に訪問し、赤ちゃんの成長状況やお母さんの悩み事をお伺いして、産後の悩み相談を受け、不安を解消し、町が進めている安心して子育てができるまちとしての体制を整備しているところでございます。

日頃より町長は、いつも御自身の体験を基に私たちにいろいろなお話をさせていただきます。

例えば、近くに頼れる方がいない方たちへの配慮に対して、自分の娘が里帰り出産した折に、家族みんなで協力して子育てができるようなほのぼのとした環境づくり、そういったものを町のほうで整備を行いたいと常々言っておるところです。

私も子育てをした経験者として、全くそのとおりだと考えます。また、産後鬱の大変さというものも聞いております。そういったところで町の施設や助産師、保健師、管理栄養士もいます。そちらのほうに対応できない事業、例えば、出産後の体や心の不調、育児に不安のある方、御家族の方から十分な支援が得られない方など、そういった方を対象とした、議員がおっしゃった宿泊型のショートステイ費用、そちらのほうにつきましては、近隣産婦人科と連携して、事業の実施を検討しているところでもございまして、今後も産後の御家族を抱える皆様のニーズを的確に把握し、いろいろな事業を検討していきたいと考えているところではございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、産前産後サポート事業、そして産後ケア事業、まとめてみんなやっつけていってやることを御報告いただけたなと思います。これから今あるやっつけていってやる短いショートステイ、ショートステイの場合は、町内にサービスがありませんので、近隣市町にある産婦人科に委託というところが必要になるかと思うんですけれども。

そしたら、ちょっと幾つか具体的なことをお尋ねしたいと思います。

まず、ちょっと私も完全に知っているわけじゃなくて、ちょっと不勉強のところがありまして、厚労省が出していますガイドラインを見ると、まず対象の、お母さんの対象の時期なんですけど、以前は、出産4か月までとされていたものが、赤ちゃんの入院、赤ちゃん、体重が生まれると身になりますよね。その入院の状態や産後鬱による自殺者が5か月を過ぎてから多いということなどから1年とされたと聞いております。しかし、何かガイドラインを読む限りにおいては、この規定が市町村で決められるかのような印象を受けたんですね。それが本町の場合は、対象がどうなっているのかということと、あと、先ほど言われましたけれども、里帰り出産、吉富町には住民票はないんですけども、吉富町で出産されて、そこでそのケアが必要になった。そういう場合どうなるのか。

あともう1点、利用料、利用料がどうなっているか。ガイドラインは、生保家庭や低所得世帯については、減免など考えるようにということが言ってあったんですけども、本町ではどうなっているのか。この3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） まず、産後、いつまで利用できるのかというところなんですけど、うちのほうも、まだこの事業の実施については検討段階というところがございますので、近隣市町の状況から見させていただきますと、市町村の対応で4か月から1年間で設定ができるのではないかと思います。

次の減免、要領とか減免についてなんですけれども、利用料については、やはり各市町でいろんな金額があるんですけども、おおむね、ショートステイの場合は、1泊3食つきで1日5,000円、最大7日まで。居宅訪問型、これアウトリーチともいうんですけども、それだと1回につき1,000円、最大5回。デイサービスですと、1日1食つき、利用料1回1,500円、最大7回までというような形で、ここのところもう、おおむね、こういうような数字が近隣市町では見られるんですけど、という状況です。

そして最後の里帰り出産で利用できるかというところなんですけれども、これについては、お互いの市町がこの産後ケア事業というのを導入していれば使えるということは確認をしております。

ただ、今お答えしたいずれの内容についてもこの事業を実施する場合というのは、今のところ、これは国の補助金が2分の1ある状況です。国の補助金を利用して行うということになれば、ま

た上級官庁でいろいろ確認をしながら、住民の方、あくまで住民の方が利用しやすい制度、そういった構築を図りたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本さん。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なので思うんですけど、まず、先ほど利用料があったんですけども、例えば、居宅訪問で1,000円、1回1,000円。利用料、これは、何というか、利用した人が、産後の方が払うお金だと思うんですけど、先ほど2分の1は補助があるということなんですけれども、全体でいったいどのくらいかかるんですか。利用料というのは全体の何分の1となるんだと思うんですけど、この辺、計算式はどうなっているのかということと、結構、高いなと思いました。だから、これは低所得者の方なんか、利用したいと思ってもこれできないかなと思うので、この減免については、十分、検討していただきたいと思うんですけど、今後の問題としてですね、その辺どうなのかということをお聞きしたいと思います。1、2。

それともう1つは、周知の問題なんです。これって、お盆にもそうだと思うんですけど、周りですよ。家族。例えば、産婦の方の親御さんというかが、ちょっと今、この子危ないなとか思ったりしたときに、そういう制度があったら、これ使ったらどうというアドバイスができると思うんですよ。だから、対象となる人達だけではなくて、やはり町民全体にこういう制度があるということをぜひ知らせていただきたいと思います。ぜひお願いします。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） すいません。減免のところ、先ほどの回答で漏れていました。各市町で調べますと、住民税の非課税世帯と生活保護の世帯、そういったところは減免という形で実施しているのが現状でございます。

すいません。

そして補助金の使い方なんですけれども、このところは、国が2分の1、市町村が2分の1と、今のところ、今の制度ではそうなっていますので、かかった費用に対して半分、国のほうが対処してくれて、市町村のほうが半分という形で、あとは利用料の設定の仕方になってくるかと思しますので、そういったところであります。

周知に関しましては、こちらのほう、もしするとなりました時には広報誌、ホームページのほうで広報しながら、また、うちのほうが助産師、保健師、管理栄養士、そういった専門職のスタッフが多々いますので、その職員が訪問であったり、来所されたとき、該当されるような方にお声かけをしながら利用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今答弁の中では、利用料がどう算定されるのかというのがちょっと分かりにくかったんですけれども、3回目なので、また後で教えてください。

この産後ケア事業はとても大事だと思うんですね。私の友人の子供さんで、そのとき出産された子供さんを中学生になっているんですけれども、産後鬱からいまだに入退院を繰り返しています。そういう人が実際にいらっしゃるということとか、あるいは遠方なんですけれども、やはり友人の子供さん第2子を出産した後に産後鬱から自殺されました。自殺されたときのその御家族というか、親御さん、夫になる方、子供さんの状況というのは壮絶でした。私たち友人も含めてですね。だから、もう本当産後というのは、体もそうですし、精神的にも本当に不安定な時期なので、何も無い方は何も無いんですけどね。これが気にしていらっしゃるというか、そういう不安定になられる方というのは本当に大変なので、産後ケア事業というのは本当に大事だなと思うのを身を持って実感しております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、2点目。2番目は、パートナーシップ制度の導入についてお尋ねいたします。

パートナーシップ制度とは、自治体が同性のカップルを結婚に相当する関係と法的に認める制度です。宣誓書や宣誓書類の提出で、結婚相手としての受け手の協議を得ることができます。夫婦、家族の形は様々であり、それぞれの選択に寛容な社会をつくっていくことが大切なことで、1人も取り残さない社会という件からも重要な視点だと思います。

国の第5次男女共同参画基本計画においても、5次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等の項目には、性的思考、性否認に関することについては、現在、広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることが当然であると指摘されております。

現在、パートナーシップ制度を導入する自治体が増えて、福岡県を含め、私が先日調べたところでは175だったかなと思います。

まず、本町の性的マイノリティーへの対応の実態と制度、この制度の導入についての考え方を聞かせください。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく、地方創生SDGsの産学官連携多様性教育プロジェクトで、多様な性の在り方を認め合う社会の実現に向けた取組といたしまして、昨年3月、吉富中学校2年生を対象に講演会を実施いたしました。

講師は、ヘアメイクアップアーティストのおぐねーと、デザイナー・アーティストのトシ子ちゃん、で、「自分らしく生きる、認める自分、誇れる自分に」というテーマで、それぞれの実体験を踏まえての多様性教育授業で、大変大きな反響を頂いたところでございます。

御質問のパートナーシップ制度につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、本年

4月1日から福岡県のパートナーシップ宣言制度が開始をされておりまして、このことによりしまして、県内の全自治体が対象となっておりますことから、本町は既にこの制度の導入を終えている状況となっております。

本制度では、一定の条件を満たした性的少数者であるカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを誓う宣誓書を県に提出いたしまして、県からパートナーシップ宣言書受領証カードが交付されるもので、性的少数者の方が安心して生活し活躍できる、福岡県が実現を目指して導入されたということでもあります。

婚姻とは異なりまして、法的効果が生じるものではありませんが、県や県内市町村の一部の公営住宅の入居申込みや公立病院での病状説明、その他民間事業者が提供するサービスについて、友人同士や同居者という関係性ではこれまで受けられなかったものが、家族として受けることができるようになっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、福岡県下の市町村は、改めて市独自にそういった制度を設けなくてもいいということ、パートナーシップ制度を導入したことになるというふうに理解していいのかということが1つと。

先ほど、例えば、公営住宅に女性2人でも、そういった結婚関係であるということ認められれば入れるということだったと思うんですけども、こういった資格というんですね。権利というんですかね。夫婦としての件。それが今はそんなにたくさん、今、課長がおっしゃったいくつかですよ。私もそれぐらいしか知らないんですけども。

東京都で、東京都がさきの6月議会でこの制度を全会一致で可決しているんですけども、そのときにその議論の中で、執行部答弁の中で、利用者の声を聞き取り、適切に運用等を改善していくという答弁があっていて、今からのことなので、ここのところをやってほしい、ここのところはどうか出てくると思うんです。それに対してもこれを前向きに改善していくという東京都の考え方だと思うんですけども、本町でも、この辺はぜひ、そういう立場でやっていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 議員がおっしゃるように、市町村独自でこの制度を導入するという方向ではなく、県のほうもこの県の制度の中で、県内で提供できるサービスをどんどん増やしていきたいという考えでありますので、本町といたしましても同様に、町独自でそれをするのではなく、その制度と一緒に適応できることが増えていけばいいという考え方を持っております。

そして町営住宅の関係の御質問がございましたかね。なかったです。（「ないない」と呼ぶ者

あり) 公営住宅も親族でないと入居ができないというような要件、また、婚姻が約束されたような方しか入居ができないというような要件がございますけれども、その点につきましても、本町の町営住宅条例第6条第1項中の規定で、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者というところに、この権利を、パートナーシップのカードを交付された方が該当するという認識で考えておりますが、入居に関しましては、その他入居の要件でございます所得制限などについても満たす必要がございますので、一概にこのカードを持っているので入居ができるということではないということをご理解いただければと思っております。

そして様々な、東京都にも様々な制度があるということですが、福岡県のほうでも、現在、他の市町では、要介護認定の申請の際に家族として申請が代理でできたりとか、保育所の入所の申込み、送迎が、家族でないとできなかったようなことについても、このカードを持っているということで、申請する権利が家族のような運用がされているところもあるというふうに県の資料で確認をしておりますので、そのようなことも広がっていくかと思っておりますので、またよく確認しながら、できるところから検討する必要があるのかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(是石 利彦君) 岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) よく分かりましたし、今後も前向きにいろんなサービスを検討してくださるというふうに理解しております。

この問題でもう1つ、先ほど冒頭に課長のほうから報告があったんですけど、中学校で既にこういった関係のある講演会がなされた。そしてすごい反響があったということですので素晴らしいなと思ったんですけど。私もやはり、こういう制度ができたとしても、周りの、子供たちはもちろんなんですけど、大人、高齢者も、やはり高齢者の方なんかなかなか難しいかもしれませんが、やはりこういう社会を構築しているんだというところで、マスコミなんかもよく取り上げています。周知、教育というか、理解、町民への理解の促進というのは、非常に土台的に本当に必要だろうと思うんですね。それで、そこら辺で、例えば、今年度、あるいはちょっと長いスパンで何か考えておられることがありましたらお願いいたします。

○議長(是石 利彦君) 住民課長。

○住民課長(石丸 順子君) 現時点で、周知のこういう大きな講演会であるとかということについては計画がそれについてはございませんが、一般住民の方への周知方法等については、このパートナーシップ制度が始まったということだけではなくて、このような一種の啓発のようなものを含めないとなかなか誤解も招かれるところだなと思っておりますので、慎重に考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） こういったことでの理解促進については、住民課だけではなくて、やはりいろんな課がそれぞれに取り組んでいってもらいたいなというふうに思います。

○議長（是石 利彦君） ここで暫時休憩いたします。再開は15分といたします。

午前11時09分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3番目は高齢者対策です。

人口の減少を何とか食い止め、町を発展させていくためには、人々に吉富町が安心して過ごすことができ、住みやすい町にしてもらうことが必要です。つまり、子育てのときも年を取ってもずっといい町と実感してもらうことが大切だと思います。

もっと言えば、年を取ってもこの町は大丈夫だなと思ったときに、永住を決意して吉富町に家を建てようかなというふうになるんじゃないかと思うんです。そういう意味からも、今の高齢者の方たちの生活を維持するとか、よりよい住みやすいというふうに思ってもらうためにも、高齢者対策というのはとても大事ではないかというふうに思っております。

今回、2点についてお尋ねをいたします。

まずは、加齢性難聴者への補聴器購入費の補助についてです。

この問題はこれまでも何度か取り上げてきました。今回はまず、私の思いと執行部の思いで共通できるところは何かということで、ちょっと確認していきたいと思っています。

まず、難聴になると聞こえづらいため、会話がスムーズにいかない。そのため会話を避け、閉じこもりがちになり、鬱や認知症を発症する大きな要因となるというふうに言われています。そしてまた、これは2017年の記録なんですけど、国際アルツハイマー学会では、予防可能な認知症の最大危険因子として難聴があるというふうに言われております。このところは、執行部とそうだというふうに一致できるでしょうかというのが1つ、3回しかできないので1つですね。

もう一つは、難聴のレベルが40デシベル、これは普段の会話が聞こえづらいレベルだそうです。このくらいで補聴器をつけることが望ましいということをしてWHOは推奨しております。これを過ぎると難聴の度合がぐっと進む、だからその軽いときに補聴器をつけるというのがとても大事だそうです。

ところが障害者総合支援法による補聴器購入の補助というのは、ずっとレベルが重い状況なんです。つまり、現行の制度では救済になっていないということなんですけど、まず、その2点

について同じような認識が得られるかどうかお尋ねいたします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 加齢に伴い音を感じる部位に障害が起こり、聴力の低下により発生するこの加齢性難聴は、生活における危険の察知、家族や友人とのコミュニケーションが図られず地域社会から孤立し、フレイルや鬱状態、セルフネグレクトなど認知症の発症リスクとの相関関係が指摘されている点については承知しています。

こうした加齢性難聴の改善には、補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で暮らす、いわゆる聞こえのバリアフリーへの必需品となっていくことも認識しています。

一方、町の取組として、本年7月から補聴器相談会を毎月第4火曜日に住民福祉センターひだまりで開始しております。相談に来られた方は、7月が5人、8月がゼロ人でした。

補聴器相談会では、聴覚機能の低下に特化した聴覚機能の測定を行い、身体障害者手帳の取得につながるような場合での制度の御案内、補聴器をお持ちの方には電池交換や聞こえの確認を行うなどの相談内容となっております。一旦12月まで継続して開催し、まずは補聴器に関するニーズの把握に努めたいと考えております。

補聴器の利用による日常生活でのよりよいコミュニケーションを確保し、高齢者の介護予防、認知症予防を図ることを目的とした、社会福祉協議会や包括支援センターが実施・案内する介護予防事業などへの参加や補聴器装用前後の生活状況等の変化に関する健康状況調査への参加等を要件に、高齢者の補聴器購入の助成制度についても前向きに検討したいと考えておるところでございます。

ただ、先般の質問に関する答弁でも、2015年の認知症対策を重点課題とした国の新オレンジプランが策定され、難聴が認知症の危険因子の一つとして位置づける国あるいは県には、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を期待するところでもあります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前向きに検討して下さって、よかったですと思います。

国に対してのその補助の要求っていうのは、各自治体から上がってきているというのは、何か新聞で私も読んだんですね、国がそういう答弁をしたということで。

先ほど補聴器相談会のこともあったんですけども、補聴器の利点と問題点というところで、ちょっと本を読んだんですけど、それに読みますと、やっぱりその補聴器の利点はいろいろありますよね、その問題点の中に、調節とか要するにその後のアフターケア、これがとても大事だというふうに書いてあって、これは補聴器相談会で形容していけばいいなと思ったんですね。8月

はゼロなんですね。ゼロかもしれませんが、高齢者は増えていきますので、やってもらいたいと思います。私いろいろ言おうと思っていたんですけど、ぜひ考えてもらいたいと思います。

近隣でもみやこ町がやっていたんですけど、豊前市がこの9月議会にその額が予算化されています。まだ決定はしていないと思うんですけど。県内のよその自治体でも増えていっていると思いますし、これも全国的に増えていく。いずれは国が補助も出さざるを得なくなるんじゃないかというふうな見通しは持っております。

もう一点、最近のことで言えば、先ほど言ったその難聴ということの認識の一つに、私もそうなんだと思ったんですけど、新しい人権問題、聞こえないということは、これは人権問題なんだと。なぜかという、聞こえないことでその情報が得られないと、これはもう人権問題だと。先ほど危険の察知とおっしゃっていましたが、そういう認識も行っているんじゃないかと思います。前向きに早い時期に検討していただきたいということを言いまして、最後の質問に入ります。

運転経歴証明書の周知についてです。

高齢者による運転ミスが原因で発生する重大事故が増えております。こうした中、免許証の自主返納が求められており、返納後のサービスもなされている状況にあります。

運転経歴証明書は、運転免許証と同じサイズで公安委員会が交付し、運転免許を受けていたことを証明するもので、免許の自主返納を終えて5年以内の方、または免許の更新を受けず、効力を失ってから5年以内の方が申請できるというものです。全てではありませんが一部身分証明書としての役割も果たせるそうです。

最近、つい最近なんですけど、御家族の方が幾ら返納を進めても応じなかった高齢者の方が、代わりに警察の方がこの運転経歴証明書をもらえるよということを言ったら、もうそれならばということで、すんなり返納に至ったという事例を聞きました。高齢者の返納への抵抗の土台にあるのは、一種の誇りではないかと思います。経歴を証明することで抵抗を緩和する、そういうことがあるのではないかと考えております。

一部身分証明書の代わりも果たせるのならば、とてもよいと思うのですが、私も含めて知らない方が多いのではないかと。一度何か議会でどなたかが取り上げられたんじゃないかという記憶も若干あるんですけど、知らない方も結構いらっしゃると思うので、ぜひ周知していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 初めに免許証の返納の手続、どこでやるのかというようなどころにつきましては、今岸本議員がおっしゃるとおりでございます。本町については豊前警

察署での手続となります。そこで免許証を返納した場合には、もう免許証等にはパンチ等で穴が空けられ、その後の身分証明書にはもう使えなくなるということをごさいますして、発行につきましては、そのとき、先ほど言いましたように自主返納後、四、五年の期間内であれば発行も可能でございます。ただ、発行に当たりましては、免許証と同じサイズの写真、それと手数料等が別途必要になりますが、それをもって運転経歴証明書を頂けるという制度でございます。

本町の返納状況につきまして、ちょっとお話をさせていただきたいんですが、令和2年4月1日から現在までに50の方が免許証を返納されており、そのうちの1割程度の方が運転経歴証明書を取得されているということのようでございます。

国では、身分証明書としてマイナンバーカードを普及するために様々なサービスや取組を行っており、単に身分証明書のために証明書を作るということであるならば、写真、手数料がかかることを考慮いたしますと、町としましては、色々なメリットがありますマイナンバーカードの作成をお勧めしたいとも考えているところです。

ただ、運転への不安を抱えてはいるものの、マイナンバーカードの作成をいろいろとためらっている御高齢の方などにつきましては、証明書として利用できることを周知することで免許証の返還による交通安全面の促進につながるとも考えられますので、返還に伴う町のサービス、これは具体的には1万円分のデマンドタクシー券、または町内巡回タクシー券の配付事業を行っておりますが、こういったことについて、これまで広報にて周知を行ってまいりましたが、今後も今言ったことを踏まえまして、広報紙やホームページ、テレビのdボタンなど、高齢者の方々の目につく媒体を活用しまして周知を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） よろしくお願いいいたします。

今回、赤ちゃんとか出産から高齢者までいろんなことをお聞きしたんですけれども、本当に吉富町が自分がどの年齢にいても、ここはいい町だなと考えられるような、そういうまちづくりが非常に大事だと思っております。私も一議員として頑張っていきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 議席番号7番、梅津です。

議員になりまして何度もここに立っても、そのたびに手に汗握る、心がどきどきするのは、それだけ真剣な質問をしているという自負をもって、今から通告に従い質問をさせていただきます。

1番目の質問で、新成人を祝う取組で2022年度町主催成人式を問うというところです。

2018年民法改正により、成人年齢が2020年4月から、20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、通告に従い、成人年齢引下げに伴い、従前の式典から変更はありますか。お答え願います。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 広報よしとみ9月号に掲載しているとおり、今年度につきましては20歳の町民を対象に、成人の日の前日の日曜日、1月8日にお祝いの式典を行います。

成人になる年齢が18歳に引き下げられましたが、国が行った調査では18歳を対象としているのは2つの市町のみで、18歳の方は受験や就職と重なるので負担が大きいためとの理由から5.1%の自治体が21歳、94.7%が20歳の方を対象としているようであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） ありがとうございます。

2番目の新成人をお祝いする、よりすばらしい式典にするため、新成人の意見を聞いていますかというところですが、新成人が親の同意を得ずに、自分の意志で様々な契約ができるようになります。携帯電話の契約、クレジットカードの作成、飲酒・喫煙、ギャンブルと競馬、公営ギャンブル等は20歳からですが、令和3年度までの成人式においては、その年度に20歳の誕生日を迎える方が対象で、最長4月生まれの方は20歳になって式典まで8か月ですか、民法改正で18歳になると既に成人となり、なってから数か月、長い方で1年たっている方がおられる中で、そういう中での今回の成人式典を迎えるわけです。従前とは幾らか違ったところがあるように私は思うので、これを機会に何か、よりすばらしい式典にするとか、意見を聞いているとか、もしあればお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 本町では、参加者自らが式典の企画・運営を行うことができる実行委員会形式の導入については現在のところ考えていませんが、よりすばらしい式典にするために、常に開催方法についての検討を行っています。

今年度も町長のほうから、遠方の方の経済的負担を少なくするために、開催日を例えば正月三日、お盆休みに変更するなど、見直しについて提案を頂いたところであります。しかし、検討した結果ですが、周知期間が短いなどの理由から、今年度につきましては成人の日の前日の日曜日とし、対象者のアンケート結果などを参考にして、改めて令和5年度の開催日について検討することになっています。

今後も参加者の価値観の変化を踏まえながら、進学や就職で離れていった若者が町への愛着を深めてもらえるような式典、青春時代を過ごした旧友との再会を楽しめるような式典を実施したい

と考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今課長の答弁にありましたように、この我が町、吉富町に愛着、感謝を改めて持ち、成人となり、長いこれからの人生を歩いていく中で、思い出に残るような式典になるように、今後とも先ほど課長が答弁されましたように、意見聴取、アンケート等を通じて、よりよいものにされていくようお願いして質問を終わります。

続きまして、2番目の防災・減災の取組、山国川の増水による堤防の決壊・越水について問うというところです。

私は過去議会において、現在町が進めているかわまちづくり事業に、憩いの場、レクリエーションの場として大いに共鳴し、私としての純粋な気持ちで言うなら、癒しになるなというところで、賛成討論までしたような覚えがあります。

しかしその後、町民の方から、お前、梅津君、川は憩い場だけじゃないんですよと、災害が起こることはあんた想定しているんですかと、憩いの話だけではないというところで御意見を頂きました。

今回はそういう方々の、私はそれぞれ町民の代表としての、代弁者としての議員であるという位置づけをしているので、今回はそういった方々の意見を受けての質問をしたいと思います。

それで1番目のところです。町としてそのような災害を想定していますか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 近年は地球温暖化による気候変動に伴いまして、線状降水帯等が発生し、降雨による災害は年々増加、また激甚化の傾向にありまして、今や全国どこでも起こり得る災害となっております。

このような中、国においては想定を超える水害の頻発化に伴い、より一層の避難体制の充実・強化を図ることを目的に、平成27年に水防法を改正し、それまで一般的に10年から200年に一回程度の割合で発生する計画規模降雨を前提とした浸水区域の想定から、1000年に一回程度の割合で発生する想定最大規模降雨を前提とした浸水区域の想定へと、より確率の低い災害を想定をしての対応へと見直しが行われました。

この水防法の改正を受けまして、本町におきましては、国土交通省が行う山国川の浸水想定区域のシミュレーションの見直しなどが整った後の令和2年度に、防災パンフレットと同時に洪水・土砂災害ハザードマップを作成したところです。そのシミュレーションによりまして、町内の山国川流域は氾濫する想定となっております。

浸水が想定される地域につきましては、幸子地区、広津地区、小犬丸・高浜地区など山国川沿

線の大部分となっておりまして、浸水する深さは0.5メートルから3メートルの高さがほとんどですが、深いところでは5メートル、10メートルとの想定区域もございます。

なお、このシミュレーションの具体的な雨量の想定につきましては、1000年に一回程度の割合で起こる災害として、山国川流域の9時間総雨量が527ミリ、1時間雨量では60ミリ前後の猛烈な雨が9時間にわたって継続して降り続けることを想定してのシミュレーションでございます。このような猛烈な雨が続いた場合に至るところで堤防が決壊すると考えられ、そういったことを考慮したハザードマップとなっております。

ちなみに国土交通省に確認をいたしましたところ、本町の流域で山国川の氾濫する計算上の確率をお伺いいたしました。それは23万年に一回程度ということで、天文学的な確率であるということも併せてお伺いしたところでした。以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 大変適切な、妥当な答弁であると思います。23万年に一回という確率は、ロシアンルーレットで、23万に一回だからピンとして大丈夫と思っても運が悪ければ来るもので、その辺のところは質問じゃないので、お願いいたします。

次に、2番目の町としてそのような災害が迫った場合、住民へどのように対処していますか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 町としましては、災害情報を迅速に伝達する手段としましては、防災行政無線の活用が最もよいツールであると考えています。特に線状降水帯等の発生に関しましては、本年6月より半日程度前から気象台より予報を発表することとされました。精度はまだまだ低いようですが、こういった情報を参考にしながら、避難所開設のタイミングなどに役立てていきたいと考えています。

また、特に台風や線状降水帯などあらかじめ予報が出るような災害につきましては、早め早めに情報をお伝えすることが重要だと考えております。放送の内容につきましては、最新の情報を正確に、そして警戒レベルに応じた的確な情報を迅速にお伝えすることが重要になるかと思えます。ただ、過度に不安をおおるようなことはよくありませんが、住民の皆さんの安全を第一に考え、緊急性やその時々状況に応じて、正しい情報を分かりやすく今後もお伝えしていきたいと考えております。

伝達方法につきましては、そのほかにも、KBCテレビのdボタンの活用や防災メールまもるくんからの情報のほか、場合によっては広報車を出して注意喚起なども行ってまいります。

情報発信以外の対応といたしましても、避難所の開設、食料・生活物資等の確保、消防団による町内の警戒活動・巡回パトロールなど、町の地域防災計画の中でそれぞれの役割が明確に定められておりますので、各班が連携をして活動するようにいたします。

特に独り暮らしの高齢者やすぐに動けない方など、いわゆる災害弱者と言われる方々に対しましては、消防団や地元の自主防災組織と再度確認を行い、連携を図りながら、早め早めの避難を促すなど、町民の安全を第一に考えた支援に今後も努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今の質問に対する的確な、まさに町民の命を大事にした取組をされているということは、先般接近した11号のときにも、防災無線を通じて町職員の心温まる再三にわたる注意警報、私も家にいまして用心せねばと改めて思った次第です。

3番目の質問に移る前に、命が一番大事というのは、何よりも命を大事にしなければいけないんですけど、皆さん、やっぱりマイホームを建てたりしているわけです。家屋、一生懸命新しい、男女、家を一軒建てるということは大変な事業でございます。車は警報が出されれば安全なところに避難させることができるんですけども、家は避難させることができません。

命が一番大事な取組は分かっていますし、それは当然のことですが、そういった意味で、実際にそのような災害が発生し、家屋浸水等の物的被害があった場合の復旧費用は自己負担ですかという問いです。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 洪水を含め自然災害での物的被害を受けた場合の費用に関しましては、原則は自己負担となります。そのため大抵の御家庭においては、家屋や家財の被害を想定して民間などの保険に加入しているものだと思います。ただし、災害の規模によって国が定める一定の要件を満たした場合については、公的な支援制度を受けることも可能です。

主な公的支援制度につきましては、被災者生活再建支援制度が代表的なものとしてございます。この制度は、市町村ごとでは10世帯以上の住宅が全壊した場合や都道府県単位では100世帯以上の住宅が全壊した災害など、一定規模の自然災害を対象に指定されるものでございます。

補助金額につきましては、世帯収入や世帯の人員によって異なりますが、全壊世帯の場合は上限300万円、半壊世帯の場合は上限250万円の範囲内での補助となっています。

その他にも、家屋や家財に被害を受けた世帯が低金利で貸付けを受けられる災害援護基金という制度もございます。この制度は、災害救助法が適用された災害が対象となり、貸付限度額350万円の範囲内で、最初の3年は無利子で借入れが可能な制度でございます。

このように、家屋被害等の物的被害があった場合の公的な支援制度は複数ありますが、どの制度にも規模の大きな災害を想定した一定の要件があるようですので、原則は自己負担での復旧を念頭に考えていただきたいと思います。

災害から身を守る行動とは別に、議員おっしゃいますように家屋や家財の被害を想定して、事

前に保険に加入しておくなど、日頃から災害への備えを十分にしておく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） そのとおりですね。何でもかんでも行政に頼るということは、それは無理かも知れません。

それを聞いて4番目の質問に移ります。

でありますけれども、住民の方より、山国川河川敷を憩いの場にするために公費、税金を投入することと同様に、決壊・越水を防ぐため、堤防の強靱化を国に要望してほしいという御意見を頂いております。住民感情としては、私みたいな能天気な人間は楽しみだな、川のせせらぎを見れて、川遊びができて、ただ、私の周りの後援会での責任者の方なんか、いつかとせかせる方もおるんですけれども、反対に川を見るたびに、大水が出るたびに、この辺大丈夫かなという、そういう方々もやっぱりおるのは事実です。そういった中で質問しました。

それで4番目の今言いましたように、堤防の強靱化を国にどういうふうに言っているのか。その後ですが、町長、どういうふうに要望してほしいということについて御意見を伺います。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 堤防の強靱化の要望先につきましては、本町では、国土交通省山国川河川事務所が窓口となります。今現在、その事務所と近隣の市町と一緒にいろいろな取組を行っておりますので、少しその紹介を入れさせていただきます。

国交省とは、定期的に流域自治体の中津市、上毛町、吉富町のほか、気象台などの関係機関が構成団体となりました山国川圏域大規模氾濫減災協議会や山国川水系流域治水協議会、その中で毎年、防災・減災に関する国の方策や関係市町の取組などをお互いに報告し合い、意見交換を行い、防災に努めているところでございます。

また、本年7月19日に夜間、急な出水、降雨による出水においては、気象庁から線状降水帯発生の予測が、この山国川上流で発表されました。このときは中津市と上毛町には洪水警報が出され、幸い吉富町には何の警報も出ませんでした。山国川下唐原観測所において、1時間に4メートル以上の水位が上昇するという、国も想定外の事案が発生いたしました。

これを受けまして、8月5日に花畑町長と国土交通省山国川河川事務所長との間で振り返り会議といたしまして、オンラインにて今後の洪水対策に向けて情報共有を図るとともに、意見交換や町からのいろいろな要望もさせていただいたところでございます。

幸いにしまして、町長のトップセールスのおかげをもちまして、現在、国交省とは本庁、出先を含めて大変友好的な関係が築けております。この町長と所長のホットラインを活用しての忌憚

のない意見交換も要所要所で行える状況になっております。

御質問にありますような山国川堤防の強靱化に関することでも、町に対して直接的な御意見や御要望は今のところ届いてはおりませんが、ハード面の整備については短期間でできるものではなく、中長期的な視点で考えなくてはなりません。

したがって、町内の水害リスクを少しでも抑え、流域にお住まいの皆さんが安心して暮らしていける町づくりを進めるため、また、現在進めていますかわまちづくり事業により、町民の憩いの場としての新たな町の公共財産がその河川敷に生まれるわけでございますので、これまで以上に山国川の防災・減災対策について、私たちが十分に管理監督をするとともに、国との連携をさらに深めて努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今の課長の答弁頂きました。ありがとうございます。

平場というか、個別に意見を聞いたときに、それプラスですね、今も確認いただいたようですけども、かわまちづくりに町が税金を投入しているいろんな事業を展開する中で、より目が向きますよと。今まで以上に堤防についての注意払いますよというのを聞いて、私は非常に心強く思ったところです。

ただ、もう過去議会においても、私その場で言ったんですけども、憩いの館前の旧国道10号線、今は県道になっていますけれども、この前の町制80周年の式典の資料にもありましたように、昭和18年、19年の大水が出たときに、幸子上地区、下かな、広津と幸子古地区がつかったわけです。当時は、今言った10号線のあれがなかったので、水がふけたんですけども、もし越水してしまったら、幸子古地区つかってしまいます。そういった思いもありまして、多くの方から御意見として災害についてもお願いしたいという意見を頂いた中で今回質問をさせていただきました。

最後に意見を申します。川は私たちに憩い、安らぎを与えてくれます。しかし、ときに増水による氾濫、堤防決壊等、私たちへの脅威となります。現在の人は憩い、安らぎの場として河川敷の活用を進めているところです。同様に川がもたらす自然災害への防災・減災についても取り組んでいただきますよう重ねてお願いします。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） このまま行きます。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、また最後に、午後になる予定でしたが、このまま行きますので長くなりますが、今回、昨年の予算委員会か決算委員会か、何か1人うるさいのがいなか

ったので早く終わったそうで、それを皆さん覚えているそうで、今年は強行突破されちゃいますのでちょっと長くなります。よろしく願いいたします。なるべく今日は短く行きますのでよろしく願いいたします。

行政手続上の住民負担軽減について。

各種行政手続や補助申請、各種変更手続などで添付書類が必要な場合があります。そのときに原本がなぜ必要なのか。その都度、添付証明発行では住民にとって費用負担や、労力負担が大変かかります。特にサラリーマンにとっては、もう平日日中しか取れないわけですから。これはコピー添付ではだめなのかということなんです。

もちろん、本人がコピーを持ってきた場合は、改ざんされているおそれがありますので、一個原本を持ってきて、その場でコピーすれば、例えばマイナンバーカードなんかはそういう感じだと思いますよね。マイナンバーカードをそのまま出していない、向こうに渡して、また再発行しませんよね。そういう形でできないのか。

逆に法的にそれが必要なのか、そういう場合は仕方ないんだと思うんですけど、その辺の明確な根拠に沿って説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 全課にまたがることですので、私のほうで取りまとめましたので回答させていただきます。

今回の御質問を受けまして、各課にて日常的に行っている各種手続について、原本添付の状況を調査いたしましたところ、60案件ほどの手続事案が上がってまいりました。現在のところ手続書類の一部、例えば運転免許証や議員おっしゃいましたマイナンバーカード、通帳口座などはコピーでも可となっているものがございますが、町が発行する住民票や戸籍、所得証明、納税証明、印鑑証明、また町以外の機関が発行します在学証明、就労証明、診断書、登記簿、地籍図などにつきましては、ほぼ全ての手続において原本の提出が必要となっております。

これらの理由としましては、現在の国や県、町の関係規則等の中で、申請書類の添付資料として原本添付がうたわれていることがあります。

これは、コピーによる不正防止が大きな理由でありまして、国や県の補助が絡む場合には、後に会計監査などを受ける場合に、検査員により不正コピーの可能性のない原本でのチェックを受ける必要があること、また、補助金を受給する場合や権利を取得する申請につきましては、長期にわたりその書類を受給権利の証明資料として保存しておく必要があること、登記簿や地籍図については、公証力のある地図等を発行できるのは法務局の登記官のみということになっており、コピーにより縮尺などの精度が落ちたものや証明印がコピーのものは申請書類としては適当でないなど、こういった理由から原本添付が義務づけられています。

また、住民負担軽減を主眼に置き、先ほど議員がおっしゃいましたように、そのときどきの窓口の担当者による原本資料の目視確認やコピーを取り還付いたしますと、その時点でのチェックミスや後に2次チェックができず、大きなミスにつながるデメリットが生じる場合もございます。

ただ、住民負担を全く考慮していないわけではなく、同時に関連のある複数の申請手続の場合などには原本1通で可となっているものもございますし、原本添付規定がない場合の申請などでは、滞納状況の確認につきましては、申請者に関係各課への照会の承諾を頂いた上で、申請書類を受け付けた後、確認一覧表を町で担当が作成をし各課へ、具体的には上下水道料金や保育料、住宅料、各種税金などの担当部局へ持ち回りの確認を行い、申請者の負担軽減を図っているところでもございます。

一方、受益者負担の観点から考えますと、特定の補助金の受給や一定の権利を取得するような申請につきましては、その手続に係る人件費は町民皆様の税負担であることを考慮すれば、証明書類の作成に係る人件費の一部を発行手数料として頂いておりますので、ある程度の手数料負担を頂くことも必要ではないかと考えます。

今後は、国が強く推進していますマイナンバーカードの普及に伴い、色々な確認が統合されることも想定をされますが、同時にOA機器の進歩による不正コピーの技術も進んでいますことから、安易にコピー添付とはいかないところを御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今説明がありました。私が先ほど言ったように、結局コピーってというのは、もうどこまでいっても不正ができるんですね。よく私がいつもデジタルの話をするときに言いますけれども、本当に今の技術ってすごいので、コピーなんか簡単にできますから。

今期定例会の予算にもありましたけど、今自治体DX、デジタルトランスフォーメーションかな。何かそんな名前のもので進んで、今回の予算に入っています。これは国や自治体が進めることやこのマイナンバーカードと今言われていましたけれど、こういうことは何を目的をしているかという、デジタル化することが目的なんですけど、あくまでも窓口手続を軽減するという目的があったと認識しております。これは手続の簡素化を考えて、町として、例えば先ほど言われたようにコピーはだめと言われても、一回例えばコピーの添付の書類があれば、その後はもうそのコピーは本物があるんだから、違う部署にも本物を出さなきゃいけないのかっていう話なんです。最初がコピーでは確かに後から点検できません。でも、一枚吉富町に原本を出してれば、あとほかのときはそれでいいんじゃないかと僕は正直思うんです。

そのさっき手数料という話もあるんでしょうけれども、そういうふうにせっかくこのデジタルとかいうのを進めているのであれば、マイナンバー普及って町は今一生懸命やっているんですか

らね、だから、ここが遅れていたら意味がない。何でそこだけアナログなんだって言いたいんです。

住民負担を減らして、住民にとって便利がいいからということでデジタル化を進めているんでしょう、一応。そうでない、職員の負担軽減もあるんですよ。あるんだけど、一応住民にはマイナンバーカード持ちませんかというの、これだけ便利いいですよっていうことになっているのに、なぜそこだけアナログなのかっていうことです。そういうのを町の中で協議を今までやったか、今後やっていくか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今山本議員おっしゃっているとおり、そういった議論を今後進めていく必要があるというふうに認識もしております。そういった準備も進めつつあります。

ただ、例えばマイナンバーカードにより、コンビニエンスストアでいろいろな証明書が発行できる、そういった町の内部だけではなくて、逆にそういったのを手に入れるためのどこでも、町なか、役所に来なくてもできる、そういった制度も同時に国のほうも考えていっておりますので、進む方向性は今議員がおっしゃった方向で今後進んでいく、そして町もそれに見合った例規の改正等々を今後行っていきたいというふうに考えておりますし、そういったことを継続的に今後も庁舎内で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） そうですね、コンビニ発行とかもできますので、結局窓口に行かないといけないというのがあるので、先日のコンビニ発行の時も確認したんですけど、最終的にはやっぱり窓口に行かないと悪くなるんですよ。だから、そういうのもふまえてやってほしい。

これはちょっと関連してお聞きしたいことがあるんですけど、今回この自治体DX、デジタルトランスフォーメーションか何かとかいう、ちょっと全然よく分からん内容等が、例えば以前、昔であればクールビズとかプレミアムフライデーとか、お役所っていうの、何か知らんけど横文字、かたかな言葉が好きよね、これは何で。

例えば、一般の住民にはほとんど通じんで、みんな聞き返してくる。逆に横文字を書かれると、みんな関係ないやって興味を持たん。これはわざとしよんのかなと思って、要はなるべく知らんふりして通ったほうがいいのかと思って、町で横文字使う前に検討したりせん。そんな意見ってない。

前にまちづくり会社が説明会来たときに、もう全部横文字ばかりだったのでやめなさいと、住民が誰もあなたの会社を理解しないって言ったんだけど、本当に横文字言葉ってみんな理解しに

くいんで、そういうのを町の中で検討とか何かしたことある、今後する予定はある、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 私もそう思います。このDXというものをフルネームを覚えるのに実はしばらく時間がかかったところでございます。

これは町が独自にそういった名称をつけているものはほとんどございませぬ。国県のほうからそういった言葉がもう常にやってきます。町とすれば、それを場合によっては分かりやすい言葉に変える場合もございませぬ。ただ、深い意味がある場合につきましては、書類等にするときには必ずルビを打って、それがどういうことだよというのを、うちもいろいろな書類を発行するときには、極力読み方とルビを打って、注釈としてその意味を載せたりというような形で対応している。それについての論議はなかなかもう、そういった形で来るものですから、それをやめろとかいうことはなかなか、その論議は今のところはそういったことはやっていないと思っております。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 淡々と行きます。そういう形でなるべく翻訳というか、みんなが浸透しやすいような形でなるべく使ってほしいと思います。

次は、行政施設の電力消費推移についてお聞きします。

気候非常事態宣言に関して、町がやったわけですが、それに伴って吉富町の使っているいわゆる町施設の電力量、電力の使用量、これは料金だと元単価がいつも変わるんで、料金で出すとややこしくなるので使用量で結構なので、ここ最近の直近3年間の推移を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 公共施設全般にまたがりますので、私のほうで取りまとめをして御回答をさせていただきます。

本町では、本年1月17日に町長と議長の連名で気候非常事態を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すということを表明いたしました。この宣言に合わせて、よしみエコまちプロジェクト奨励金交付要綱を公布し、町を挙げての電力の地産地消や省エネルギーを進めることといたしました。町としても率先して省エネルギーを進めるため、ごみの分別による減量や不要な機器や照明の消灯、再生可能エネルギーや省エネ機器の導入などに積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

御質問の過去3年間の町施設の電力使用量の推移についてですが、外灯など電力量を把握できない施設を除く町施設の合計で、令和元年度は約135万キロワットアワー、令和2年度は前年度比約3%減の131万キロワットアワー、令和3年度は前年度比約3.8%増の約136万キロワットアワーとなっております。この令和2年度の減少につきましては、新型コロナウイルス

の感染拡大による施設の利用者、例えばフォーユー会館や漁港グラウンド、体育館などの電力使用量の減少が大きな要因となっております。

令和3年度につきましては、再度増加をしておりますが、施設の利用がある程度回復してきたことに加えまして、令和元年度に比べますと、夏場の猛暑や冬場の強い寒気が影響しまして、エアコンの稼働により電力使用量が増加したことが主な要因であると考えられます。

特に小学校はコロナ禍において換気を実施しながら空調を入れる必要があったこと、それからギガスクール構想によりまして、令和2年度末に小学校が全児童分のタブレットを整備したということもあり、令和2年度と3年度の電力使用量が大幅に増加しております、町の総電力使用量が増加している大きな要因となっております。

町といたしましては、不必要な電灯の消灯やOA機器の電源を切ること、冷暖房の設定温度のこまめな調整など、小さなことから積み上げて電力使用量の削減に努めてはおりますが、気候の変動や施設の用途によっても電力の使用状況にかなりばらつきがありまして、電力使用量の推移につきましては、今のところ一貫した傾向としてお示しできるものはないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 電気は特にこのコロナになってからが大変難しいんですね。エアコンを入れたままドアを開けるという形で、非常に効率の悪い使い方をされているので、ここについて、あまりしつこくは言いたくないんですけど、例えばこのコロナがなかった場合はどれぐらいかとかいうシミュレーション、ごめん、横文字使ってしまった、比較例だとか、そういうのはつくってはいないですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 現状、数字を基に傾向を分析するということはできるんですけども、コロナがあるかないかで今どうだということを判断するのは正直難しいかなと思っております。

ただ、今一つ言えますのは、役場の庁舎についてなんですが、令和2年度に電灯をLED化とこのを実施いたしました。その後の電力使用量の推移を見ますと、エアコンが使用されていない月があります。そういった月の電気使用量は、おおむね1,000キロワットアワー程度減少しているという傾向が見て取れますので、電灯のLED化による電力使用量の削減効果というものははっきり表れているような例もあるということでございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 次に行きたいと思いますが、平日に消灯と言っていましたけれど、

廊下の消灯はやっぱりちょっと住民にとって本当に何か暗いなどなるんで、廊下の消灯はできるだけ日中はつけてほしいなど希望して、次の質問に移ります。

職員の勤務時間の推移についてです。

人員不足とのことで職員増員を続けておりますが、職員1人当たりの負担、いわゆる総労働時間と勤務時間の推移についてお尋ねします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 勤務時間の推移についての御質問ということで、今回、令和元年度から令和3年度までの勤務の状況を調査しております。これは、いずれも職員増員前の状況ということで、職員数の増減とは直接関係するものではないということでお聞きをいただければと思いますが、令和元年度の月の1人当たりの平均時間外勤務が9.6時間、令和2年度が8.9時間、令和3年度が16.6時間となっております。令和3年度に大幅に増加をしております。

これは、福岡県知事選挙と衆議院議員選挙の年に2回の選挙が行われたこと、それから5月から8月にかけて週末に実施をしましたワクチンの集団接種による時間外勤務が特に影響しております。令和2年度以降は、コロナ関連の業務が大幅に増加しておりますので、年ごとの推移については、一貫した傾向というものをお答えするのは難しい状況となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 表向きの残業というものは申請によってなるものなので、だからそこじゃなくて、ちょっとお聞きしたいんですけども、この町への申請やいわゆる部課長からの指示以外のいわゆるサービス残業というか、以前質問をしたときは、自主的に居残りをしている方がいらっちゃったんですけど、これ先ほど町が把握するこれら以外の1人当たりの労働時間というものは町のほうで把握されていますでしょうか。その推移はどんな感じでしょうか、お聞きします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらにつきましては、これまではタイムカードによる管理ということもございまして、その一つ一つを、一人一人を全て積み上げて勤務時間を把握するといったことは行っておりませんでした。

ただ、本年度につきましては、御承知のとおり勤怠管理システムというものを導入させていただきました。これによりまして、実際に職員が時間外勤務とは別に何時までこの役場にいるのかといったことも含めて、いつでもリアルタイムに把握が可能となりましたので、そうしたことにつきましては今後、実態像、推移も分かると思っておりますので、そういったものは今後しっかりと

把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） もう時間も押していますから終わりたいと思うんですけど、今言われた時間の話なんですけど、これは先ほどの電力使用量にも関わってきて、吉富町はやっぱりいまだに夜遅くまで電気がついているんです。6時過ぎても電気ついています。私たちが防犯パトロールに行ったときもついています。ということは、電気、LEDになって安くなったかもしれませんが、エアコンや電子機器なんかが全部使われているということなので、その分の電力かかるんですよ。

だから、とにかくやっぱり職員は本当に今回コロナで大変だと思います、時間外が出ると思います。もう、これは本当に申し訳ないと思います。ただ、なるべく早く帰れるように、さっき、かたかな言葉のときに言ったプレミアムフライデーなんか吉富町には何の関係も今までないですね。水曜日に本来なら定時で帰るとというのが本来のはずです。水曜日、定時で帰った人いますかというぐらいですね。以前は数人、課長だけが一番に帰るところがあったんですけど、でも本当に皆さん、残っているのです。

職員皆さん、集中して仕事をしてほしいんです。そのためにも、やはり今ここに座っている方々は、せめて週末、金曜日ぐらいは5時に皆さん、5時15分に帰るようにして、上の人がおると下の人は帰りづらいんで、そこを皆さん、ちょっと率先して、これは地球温暖化対策と言ってもいいですから、そんな屁理屈でもいいので、皆さんなるべく早く帰って、その分だけまた月曜から一生懸命働いてほしいと願って、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これにて一般質問を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後0時16分散会
